

自治基本条例を修正可決！

市民の意思を把握するための

住民投票は常設型に

嘉麻市自治基本条例

は、平成21年6月定例会において、嘉麻市の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに議会、市長等の役割及び責務を定め、市民が主体の自治の実現を図るため提案され、議員全員による特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

審査の経過につきま

しては、昨年12月定例会最終日に中間報告（議会だより15号8ページ）

を行い、12月定例会以降は、第9章から審査を再開し、平成22年6月22日の第9回の特別委員会をもって全ての条文の審査は終了しました。

◆委員から出された

主な意見

（中間報告以降）

（第9章）

○ 住民投票条例は、市民検討委員会が示した素案のとおり、常設していれば、必要な時に市民の声を市政に反映できる。

○ 先進地より優れたものを作るべきだ。

○ その理由は、自治基本条例の素案が出来上がるのに1年半、それを執行部が3カ月協議し、議会に提案するまでに合わせて約2年を要しているし、市長の提案する原案では、住民投票条例を制定して、それから住民投票を行う形となり、時間がかかりすぎる。

（第11章）

○ 自治推進委員会の組織構成は、識見者3人以内、公共的団体等が推薦する者5人以内、市民からの公募4人以内だが、公募による委員の配分が少ないのではないか。

○ 自治推進委員会には、公共的団体から選出するというより、今まで素案策定に携わってこられた策定委員会の方々に参加していただければより効果的な委員会になるのではないか。

○ 他の審議会等ではいまだに女性の数が少ないので、自治推進委員会には、もっと女性が入れるような方策を

とってほしい。

◆結果は

慎重に審査を行なった結果、次の箇所に関する修正案が提出され、修正案のとおり修正可決しました。

- 第11条 事業者の責務
- 第15条 市長の責務
- 第16条 市の役割及び

第18条

責務
審議会等の運営

第31条

学校と地域との連携協力

第32条

住民投票の実施

第39条

委員会の組織等

住民投票は必要な時に行えるよう常設型に修正しました。

常設型

住民投票条例制定(済)

- ①有権者50分の1以上の請求
 - ②議員12分の1以上の発議
- ↓
- 議会の議決
- ↓
- 住民投票

非常設型

- ①有権者50分の1以上の請求
- ②議員12分の1以上の発議
- ③市長自ら提案

↓

議会の議決

↓

住民投票条例制定

↓

住民投票

修正

- ①市長自ら提案
- ②有権者3分の1を超える請求（議決不要）

※非常設型では必ず議会の議決を必要としますが、常設型では、左下の①、②の場合、直接住民投票が行えます。